

働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

標準報酬月額5.8～7.8万円の被保険者について（ヒアリング等の結果）

働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会でいただいたご意見

- 短時間労働者への被用者保険適用の時間要件として週所定労働時間が20時間以上があるところ、最低賃金の状況も踏まえれば、標準報酬月額5.8万円等にはどういった方が該当しているのか。

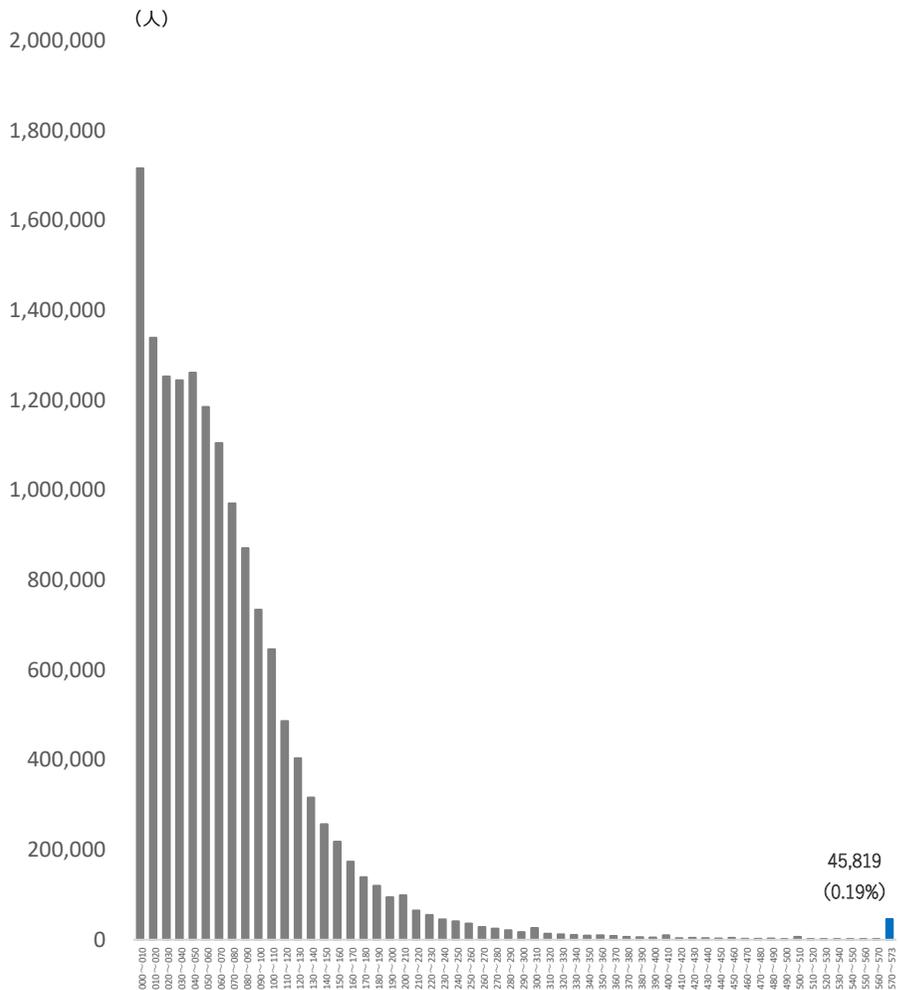
→ ヒアリング等の結果、標準報酬月額5.8～7.8万円の被保険者には、例えば下記のようなケースもあることを確認。

- 最低賃金の減額の特例許可制度が適用されているケース
 - ✓ 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」等に対しては、最低賃金の減額の特例許可制度が設けられている。
(参考) 最低賃金減額特例の許可件数（令和4年） 精神障害者：2,800件、身体障害者：122件
- 経営者の配偶者等の家族を従業員として扱っているケース
- 代表取締役や役員の場合
 - ✓ 報酬を極端に低く設定し、高額な賞与を支給しているケースも存在する。
 - 現行の標準賞与額の上限額（年間573万円・年度単位）は、標準報酬月額および民間の年間平均賞与月数に基づき設定（※）されているが、このような実態もあること等も踏まえると、例えば、標準賞与額の上限についてどう考えるか。

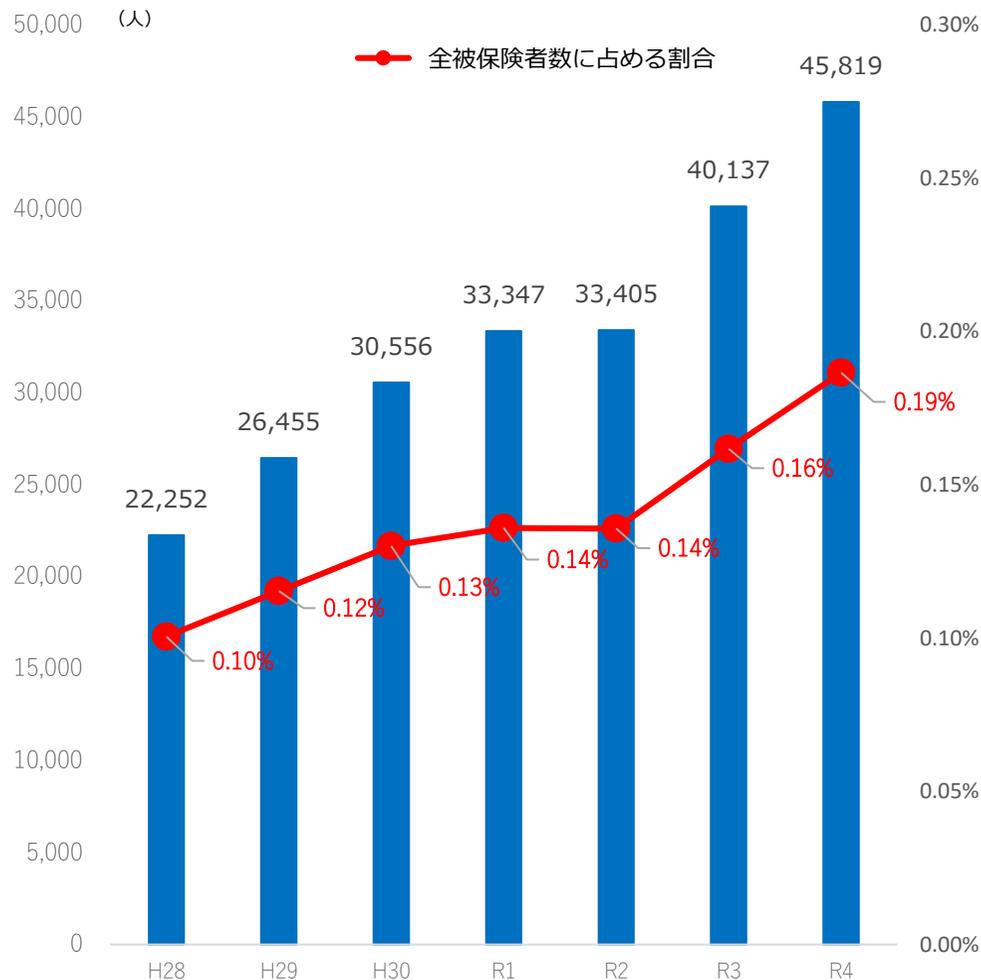
（※）標準報酬月額の現在の最高等級（139万円）が創設された当時、民間の年間平均賞与月数が4.12ヶ月分であったことを踏まえ $139万円 \times 4.12 = 572.68$ で設定

【参考】年間標準賞与額の上限に該当する被保険者数（協会）

被保険者数の年間標準賞与額別分布（協会）



年間標準賞与額570～573万の被保険者数の推移（協会）

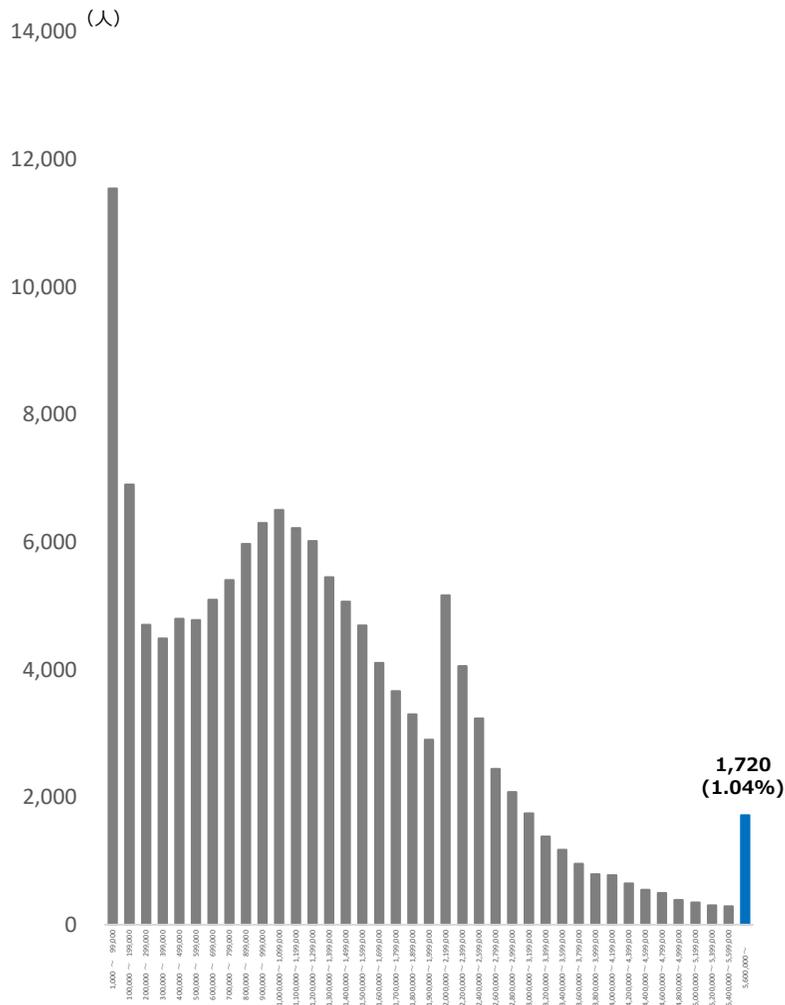


※1 賞与0円の者(9,383,834人)は含まない
 ※2 括弧内の数値は、全被保険者数に占める割合
 ※3 年間標準賞与額は、年度末現在の被保険者(任意継続被保険者を除く。)に支払われた標準賞与額の年度累計額である
 (出典) 全国健康保険協会管掌健康保険 事業年報(令和4年度)

※ 年間標準賞与額は、年度末現在の被保険者(任意継続被保険者を除く。)に支払われた標準賞与額の年度累計額である。
 (出典) 全国健康保険協会管掌健康保険 事業年報(令和4年度)

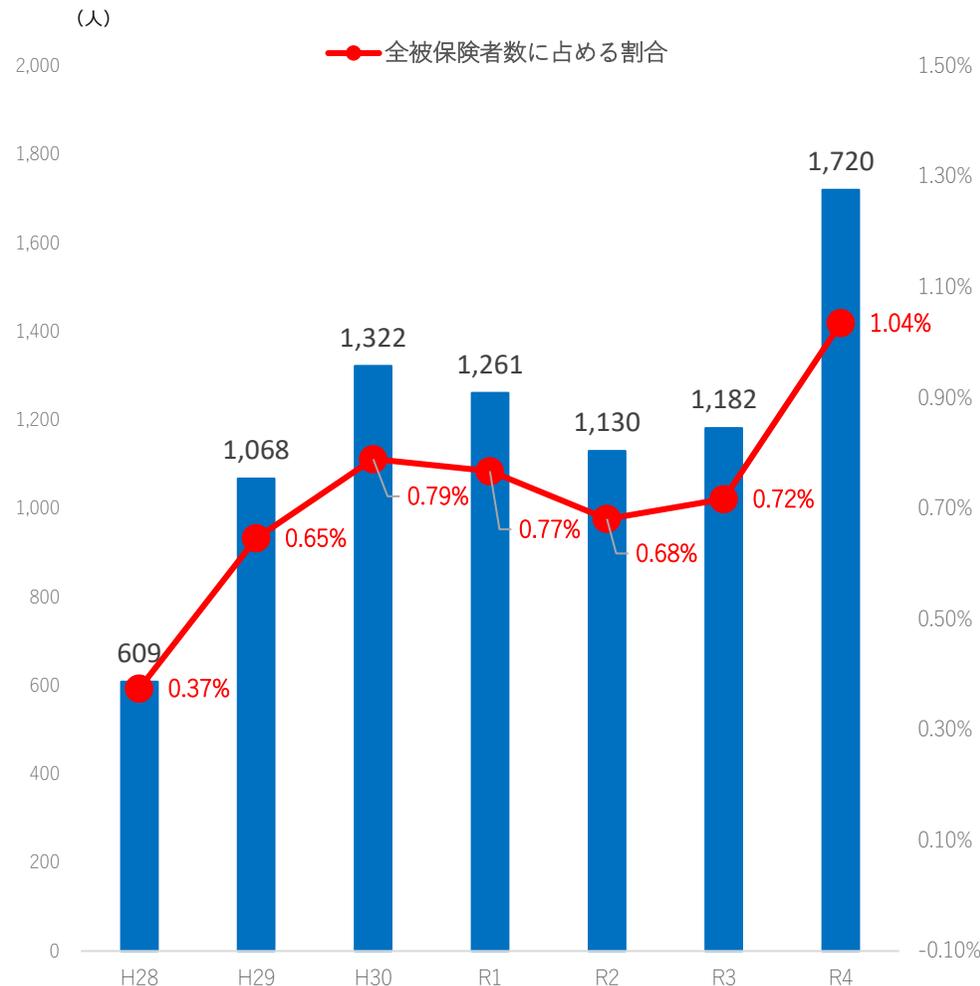
【参考】年間標準賞与額の上限に該当する被保険者数（健康保険組合）

被保険者数の年間標準賞与額別分布（健康保険組合）



※1 組合ごとに100人に1人のサンプル調査。
 ※2 賞与0円の者（29,689人）は含まない
 ※3 括弧内の数値は、全被保険者数に占める割合
 ※4 標準賞与額は、調査年10月1日現在の被保険者について、調査年の前年10月1日から調査年9月30日までの1年間に支払われたものとしている。
 (出典) 健康保険・船員保険 被保険者実態調査 (令和4年度)

年間標準賞与額560～573万の被保険者数の推移（健康保険組合）



※1 組合ごとに100人に1人のサンプル調査
 ※2 標準賞与額は、調査年10月1日現在の被保険者について、調査年の前年10月1日から調査年9月30日までの1年間に支払われたものとしている。
 (出典) 健康保険・船員保険 被保険者実態調査 (令和4年度)

適用拡大にかかる国保制度等への影響について

第180回医療保険部会（2024年7月3日）でいただいたご意見

- 今後、個人事業所等において被用者保険の適用を拡大することは、国保の支え手のさらなる減少につながり、国保財政への大きな影響を生じさせるものと考えられる。国においては、国保制度を取り巻く厳しい状況を踏まえつつ、被用者保険の適用拡大に伴う影響を分析した上で、慎重に検討を進めるべき。

「意見交換踏まえた論点整理」（抜粋）

（第7回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 資料）

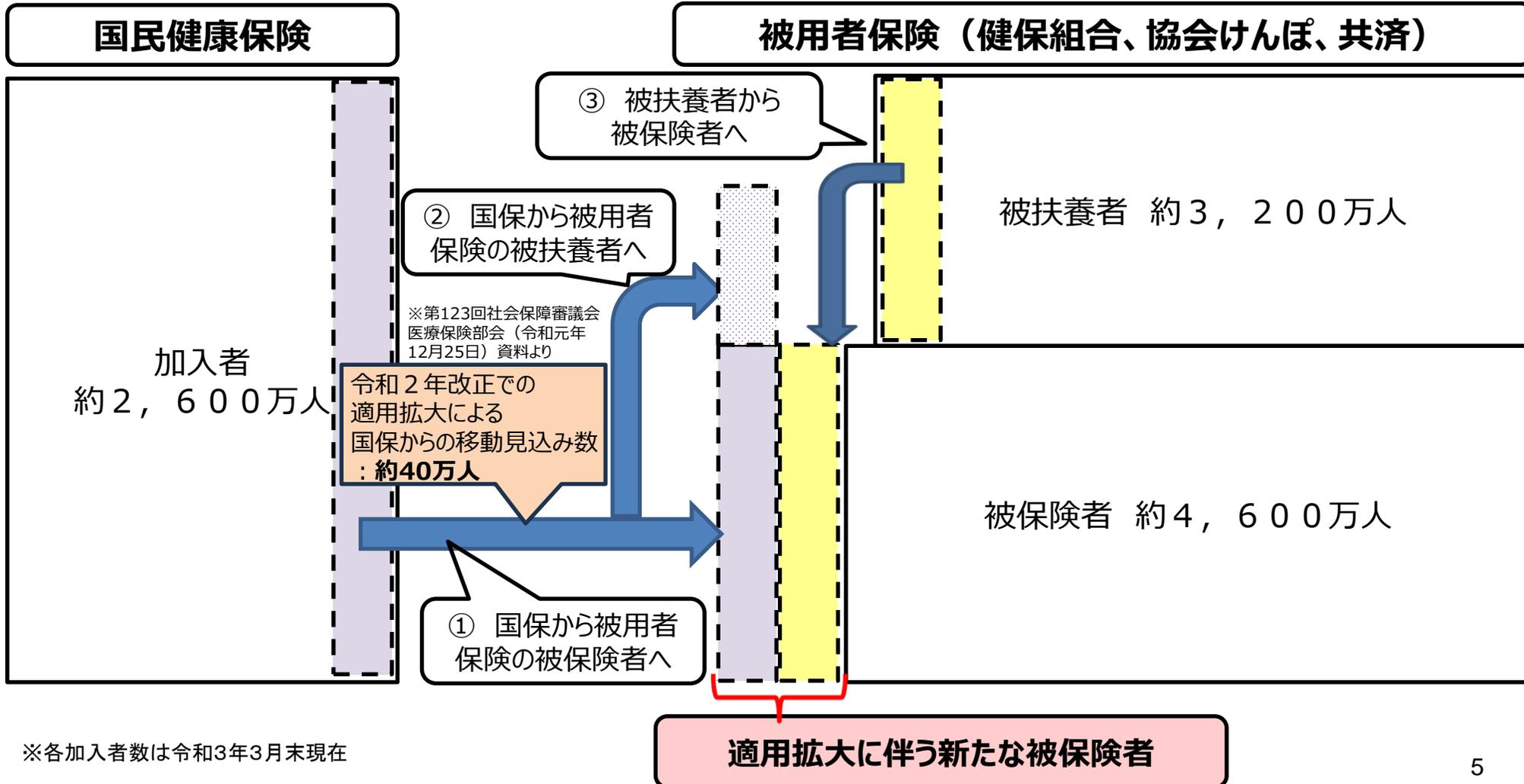
- 具体的な見直し案を検討するために、医療保険財政への影響や各保険者への財政影響を示すべき。
- 適用拡大が進むと、一定の勤労所得を有する国保の被保険者が被用者保険に移ることになり、市町村国保の財政基盤や保険者機能や、国保組合の財政基盤や事業基盤に与える影響が懸念される。被保険者の属性の変化を分析したうえで、国民皆保険の本質的な議論が必要。
- 国保への影響など医療保険制度をどのように捉えるかということは大変重要、懇談会とはまた別にしっかりと検討することが必要

適用拡大に伴う医療保険における加入者移動（イメージ）

第8回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（2024年7月1日）
参考資料2を一部加工

適用拡大により、医療保険加入者は下記の3通りの移動が考えられる。

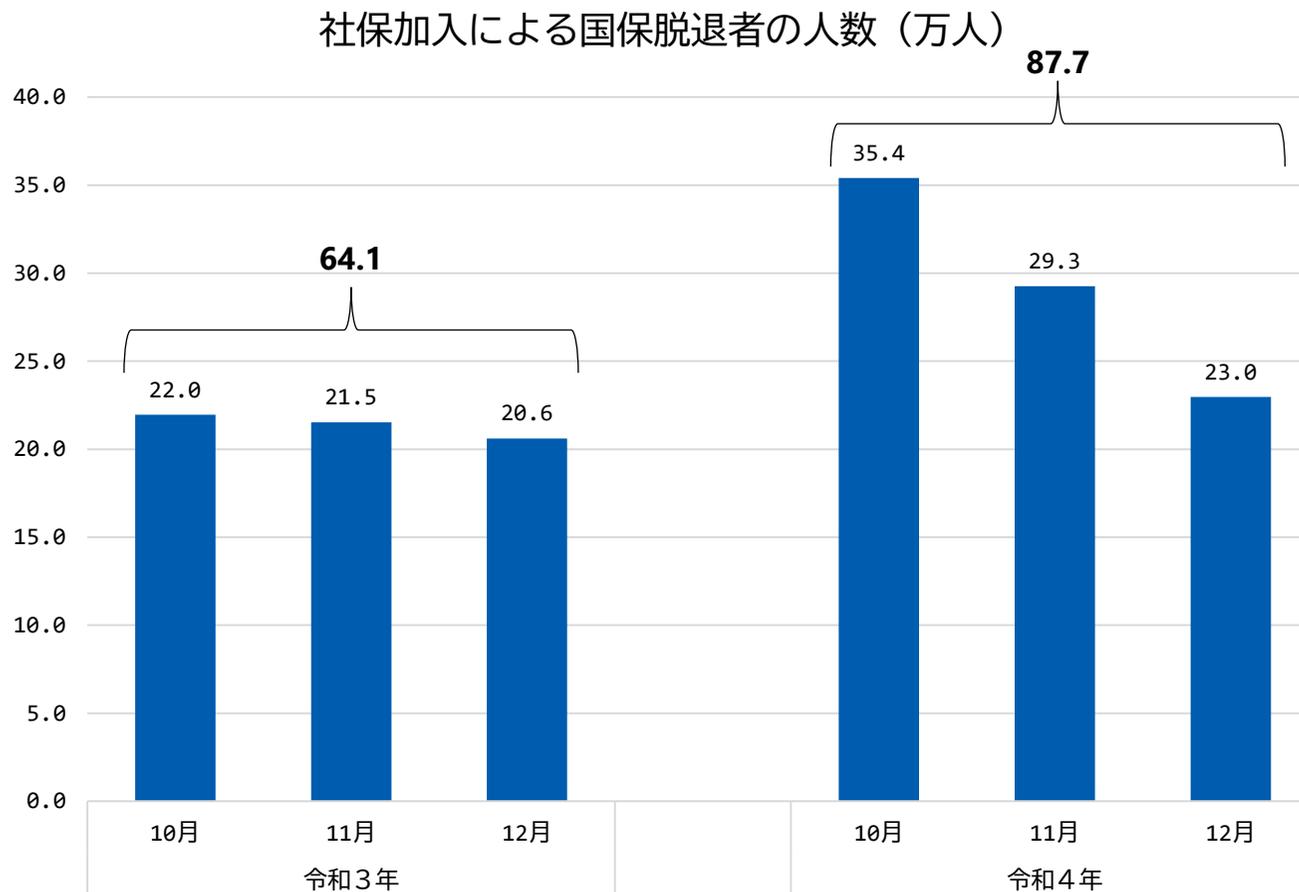
- ① 国民健康保険の被保険者から被用者保険の被保険者への移動
- ② 国民健康保険の被保険者から①の被扶養者への移動
- ③ 被用者保険の被扶養者から被用者保険の被保険者への移動



※各加入者数は令和3年3月末現在

社保加入による国保脱退者の人数

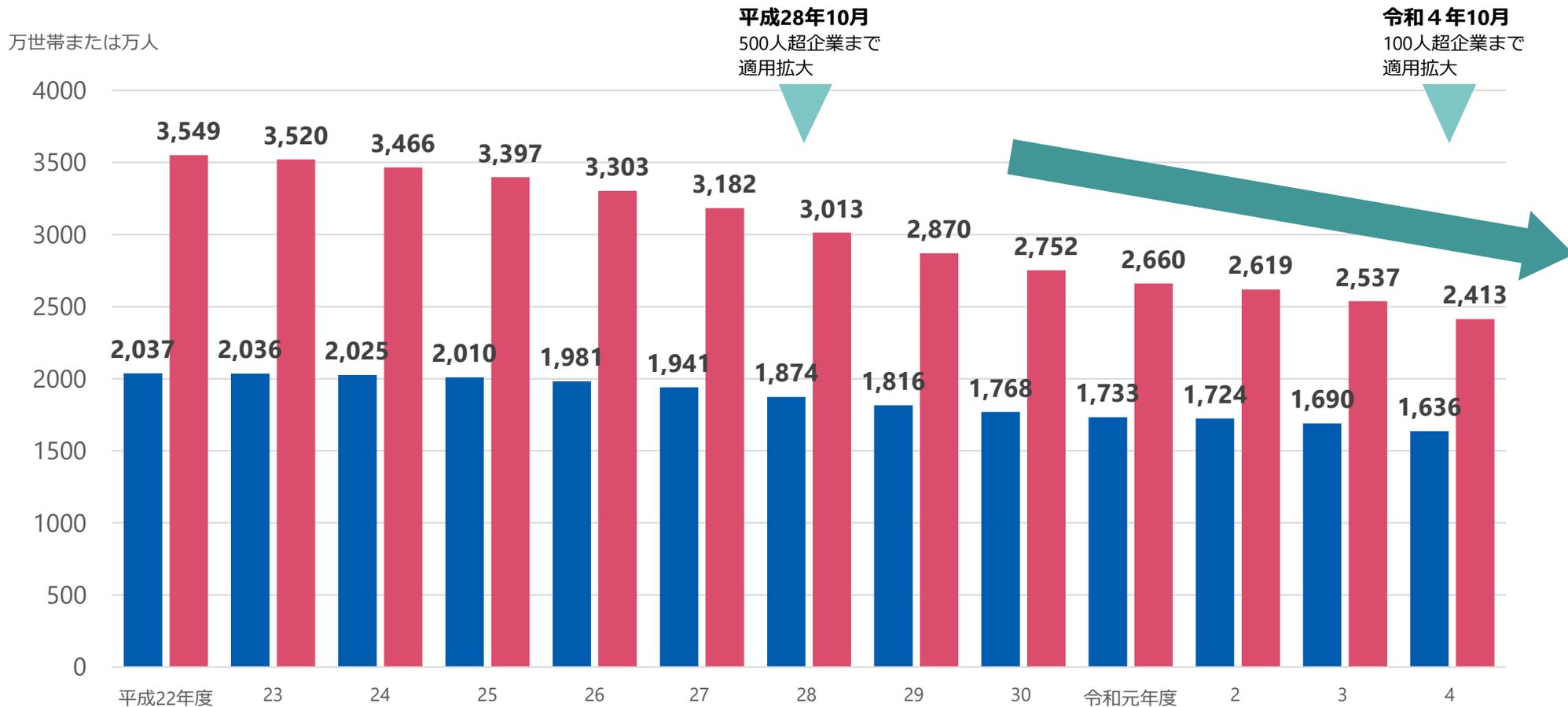
- 100人超の企業等までの適用拡大が施行された令和4年10月以降の3ヶ月間における、社保加入による国保脱退者の人数は、前年同時期の3ヶ月間に比べ、約24万人増加している。



(出典) 厚生労働省保険局調べ

市町村国保の世帯数及び被保険者数の推移

- 被保険者数は毎年減少し令和4年度には2,413万人となっている。
- 世帯数も年々減少しており、令和4年度には1,636万世帯となっている。
- 人口減少に伴い、今後も減少傾向が続くことが見込まれる。



■ 世帯数 ■ 被保険者数

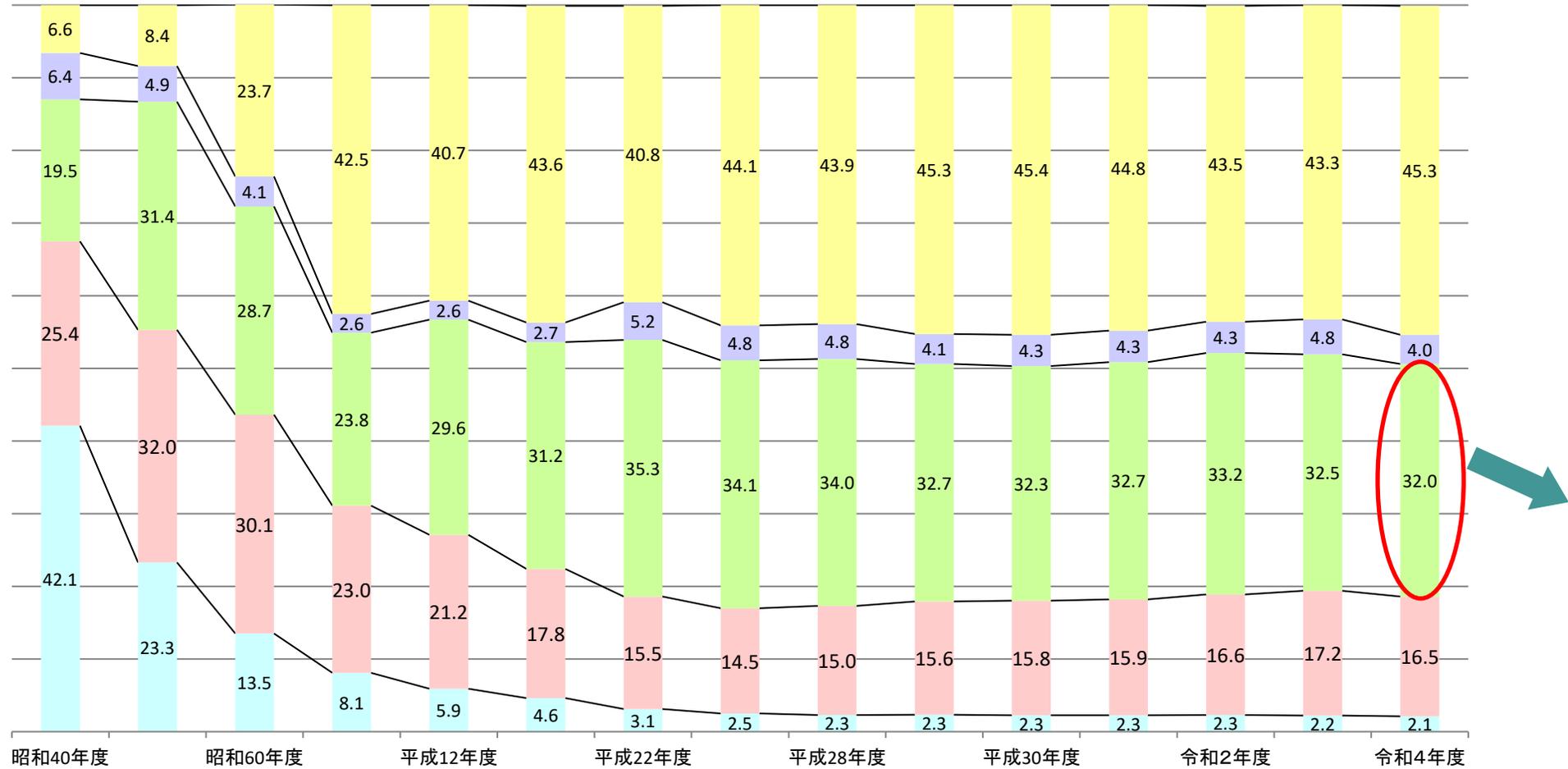
(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

(注)各年度の年度末現在の数値

(注)国保組合については、適用除外により引き続き国保組合に加入するものと想定し、考慮しない。

市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移

- 自営業・農林水産業は、昭和40年代には約7割であったが、平成22年度から15%程度で推移。
- 年金生活者等無職者の割合が約4割。被用者は約3割。
- 被用者保険の適用拡大により、被用者の減少が見込まれる。



■ 農林水産業 ■ 自営業 ■ 被用者 ■ その他の職業 ■ 無職

(資料) 厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

(注1) 職業不詳を除いた割合である。

(注2) 擬制世帯は除く。(昭和40年度、昭和50年度のみ擬制世帯を含む。)

(注3) 平成17年度以前は75歳以上を含む。

平成28年10月

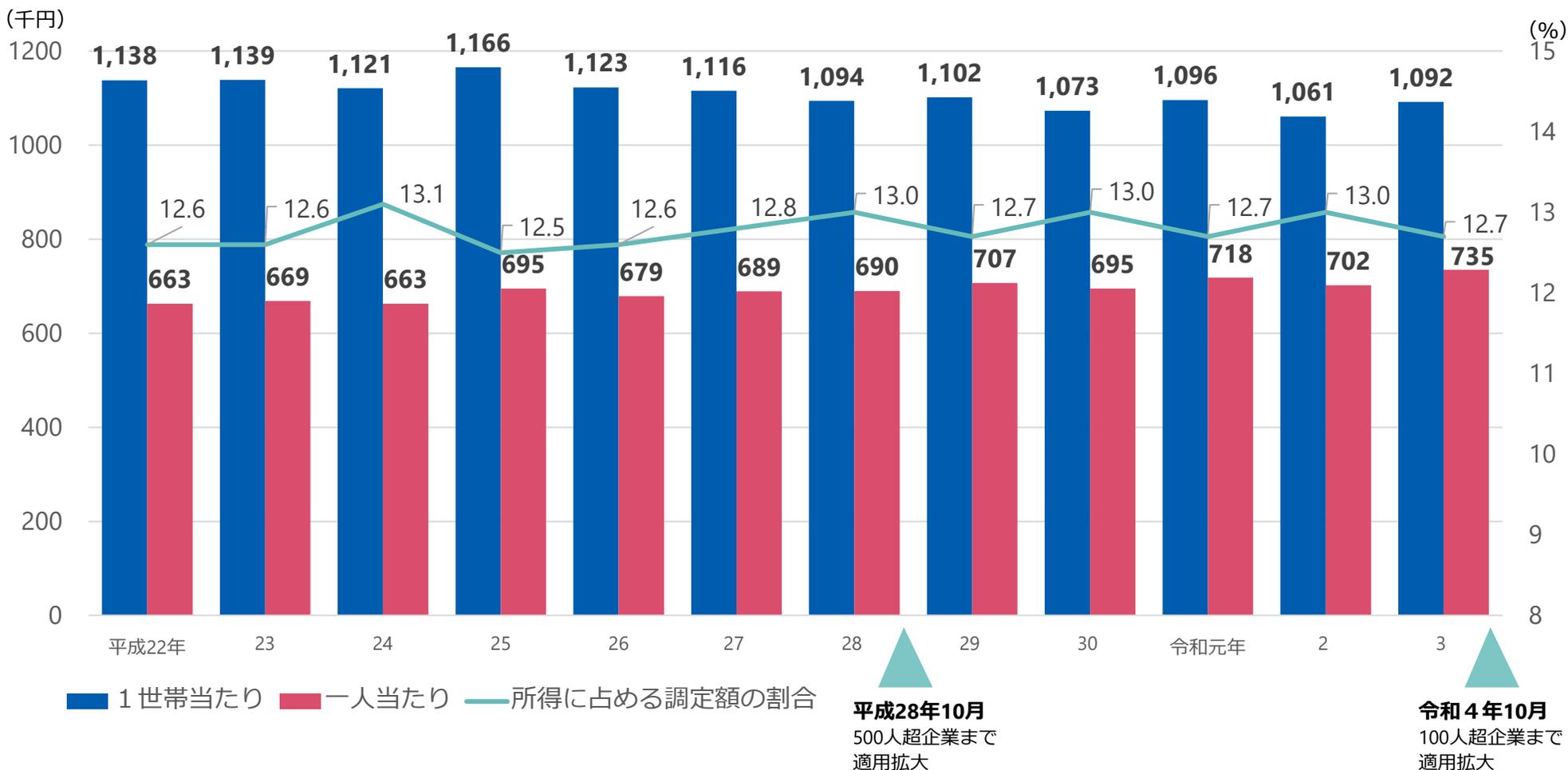
500人超企業まで
適用拡大

令和4年10月

100人超企業まで
適用拡大

市町村国保の所得の推移

- 平均所得は経年での傾向はなく、概ね1,000千円台半ば～1,100千円強で推移している。
- 所得に占める保険料調定額の割合は、12%半ば～13%程度で推移している。



(出典) 厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

(注) ここでいう「所得」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額に基礎控除を適用した額(旧ただし書き所得)である。

(注) 令和元年以前と令和2年以降で基礎控除額が異なることに留意が必要。

(注) 保険料調定額は、保険料(税)調定額に介護納付金に係る部分は含まれていない。

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
資料 1

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

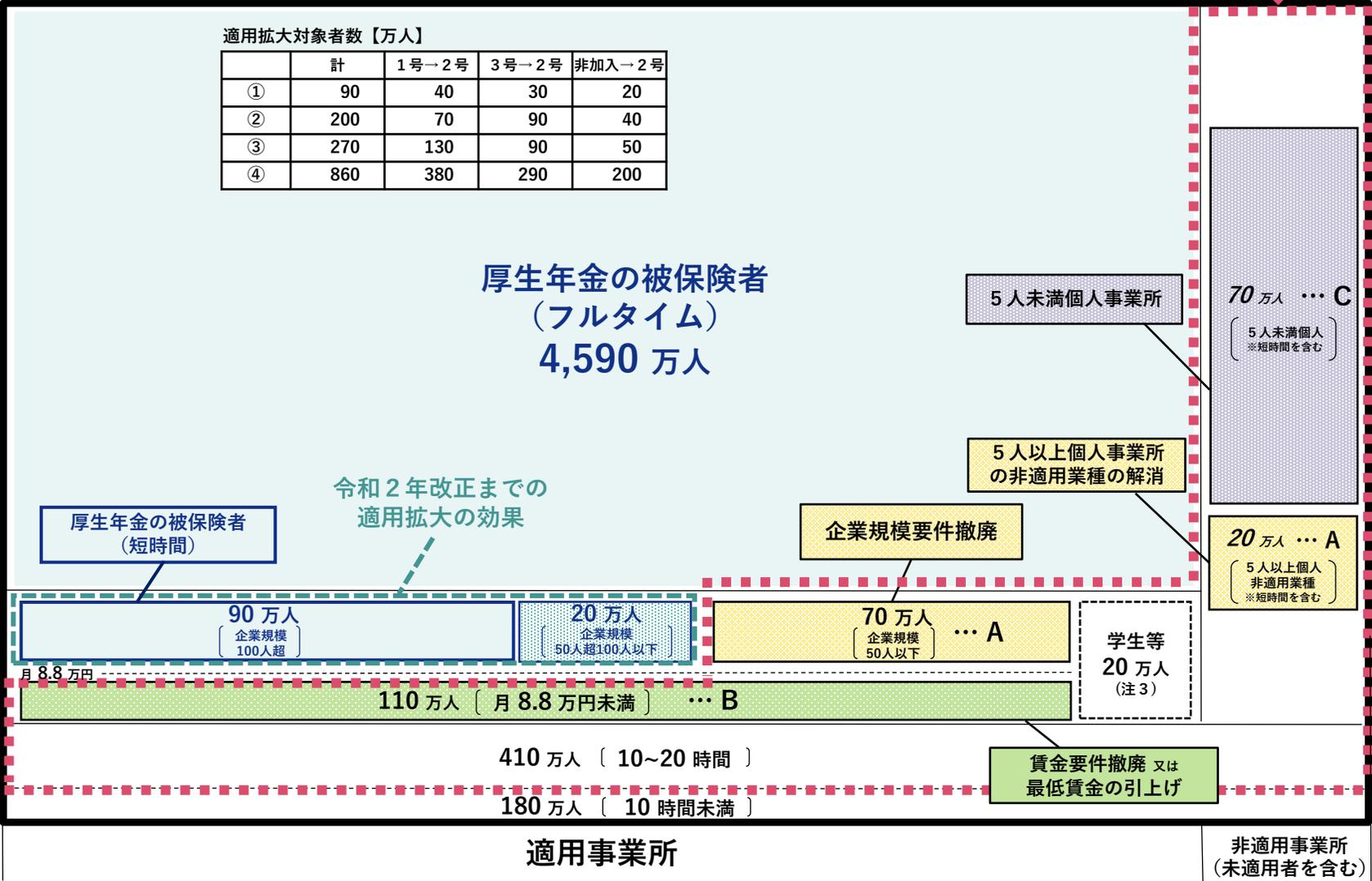
	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム
4,780万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590万人

週所定労働時間
4分の3 (注4)

フルタイム
以外
960万人
うち
20時間以上
380万人
うち
20時間未満
580万人



注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。
 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

参考資料



「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」について

- 働き方の多様化が進展する中で、被用者保険（厚生年金保険・健康保険）においては、近年、適用範囲の見直しを行ってきたところ、その状況も踏まえつつ、被用者保険における課題や対応について、社会保障審議会の医療保険部会や年金部会における検討に資するよう、保険局長及び年金局長の招集により、関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を開催した。
- 本懇談会では、（１）短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方、（２）個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方、（３）複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方を主な議題として、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築等の観点から検討を行い、2024年7月3日に議論を取りまとめた。

構成員

有識者

座長	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
	伊奈川 秀和	東洋大学福祉社会デザイン学部教授
	海老原 嗣生	大正大学表現学部特命教授
	佐藤 麻衣子	株式会社ウェルスプラン 代表取締役
	嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科教授
	松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院教授

労働者・使用者団体等

健康保険組合連合会	日本経済団体連合会
全国健康保険協会	日本商工会議所
国民健康保険中央会	日本労働組合総連合会
全国商工会連合会	UAゼンセン
全国中小企業団体中央会	

経過

第1回（2024年2月13日）

- 事務局説明・意見交換
- 今後の進め方について

第5～6回（2024年5月14日、5月28日）

- 意見交換

第8回（2024年7月1日）

- 議論の取りまとめ（案）

第2～4回（2024年3月7日、3月18日、4月15日）

- 関係団体からのヒアリング

第7回（2024年6月11日）

- 論点整理

2024年7月3日

- 議論の取りまとめ

ヒアリング先

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 日本チェーンストア協会 日本フードサービス協会 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 日本惣菜協会 日本フランチャイズチェーン協会 | <ul style="list-style-type: none"> 全国ハイヤー・タクシー連合会 全国水産加工業協同組合連合会 全国生活衛生同業組合中央会 全国農業協同組合中央会 全国農業会議所 | <ul style="list-style-type: none"> プロフェッショナル＆パワフルキャリア・フリーランス協会 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ UAゼンセン |
|--|---|--|

被用者保険の適用に関する基本的な視点

被用者にふさわしい保障の実現

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、短時間労働をはじめとした様々な雇用形態が広がる中で、特定の事業所において一定程度働く者については、事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険に包摂し、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点からも、被用者保険の適用拡大を進めることが重要。

働き方に中立的な制度の構築

- 労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いの違いにより、その選択が歪められたり、不公平が生じたりすることのないよう、中立的な制度を構築していく観点は重要。
- 賃上げが進む中で、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識した就業調整をすることなく、働くことのできる環境づくりが重要であり、その際、被用者保険の意義や、被用者保険への加入は、保険料が生じるものの、労働者にとってメリットがあることを分かりやすく発信していくことが必要。

事業所への配慮等

- 適用拡大の対象となる事業所においては、事務負担が増加するとともに、新たな保険料発生に伴い経営への影響があると懸念されることから、そうした点に配慮しつつ、必要な支援策を講じる等、円滑な適用を進められる環境整備が必要。
- 保険者が分立する医療保険制度においては、適用拡大に伴い、保険者間での被保険者の移動が生じることとなり、保険者の財政や運営に影響を与えることとなる。適用拡大の検討に当たっては、被保険者等の構成の変化や財政等への影響を示した上で、保健事業の円滑な実施など保険者機能を確保する視点も含め、医療保険制度の在り方についても着実に議論を進めることが必要。

短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方

企業規模要件

経過措置として設けられた企業規模要件については、他の要件に優先して、撤廃の方向で検討を進めるべきである。併せて、事業所における事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な配慮措置や支援策（※）の在り方について検討を行うことが必要である。

※具体的には、段階的な適用の要否を検討することも含めた準備期間の十分な確保、専門家による事務支援、適正な価格転嫁に向けた支援が必要との指摘のほか、現在の支援策の実施状況を踏まえつつ、生産性向上等で活用可能かつ申請が簡便な助成金を検討すべきとの指摘など、様々な意見があった。

労働時間要件

労働時間要件の引下げについては、雇用保険の適用拡大等を踏まえ検討が必要との見方がある一方、これまでの被用者保険の適用拡大においても指摘されてきた保険料や事務負担の増加という課題は、対象者が広がることでより大きな影響を与えることとなる。また、雇用保険とは異なり、国民健康保険・国民年金というセーフティネットが存在する国民皆保険・皆年金の下では、事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険の「被用者」の範囲をどのように線引きするべきか議論を深めることが肝要であり、こうした点に留意しつつ、雇用保険の適用拡大の施行状況等も慎重に見極めながら検討を行う必要がある。

賃金要件

賃金要件の引下げについては、これまで対象としていなかった働き方をする労働者に適用範囲を広げるという点で、労働時間要件の引下げの検討で指摘された論点と同様の側面がある。同時に、本要件特有の論点として、年収換算で約106万円相当という額が就業調整の基準として意識されている一方、最低賃金の引上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たす場合が増えてきていることから、こうした点も踏まえて検討を行う必要がある。

学生除外要件

就業年数の限られる学生を被用者保険の適用対象とする意義は大きくないこと、実態としては税制を意識しており適用対象となる者が多くないと考えられること、適用となる場合は実務が煩雑になる可能性があること等の観点から、学生除外要件については現状維持が望ましいとの意見が多く、見直しの必要性は低いと考えられる。

個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方 多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方

令和6年7月3日

第180回社会保障審議会
医療保険部会

資料1-1

個人事業所に係る適用範囲

常時5人以上を使用する個人事業所における非適用業種については、5人未満の個人事業所への適用の是非の検討に優先して、解消の方向で検討を進めるべきである。併せて、見直しを行った場合に対象となる事業所は新たに被用者保険の適用事業所となる小規模事業者が大半であることも踏まえ、事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な配慮措置や支援策の在り方について検討を行うことが必要である。

複数の事業所で勤務する者

複数の事業所で勤務する者について、労働時間等を合算する是非は、マイナンバーの活用状況や雇用保険の施行状況（※）等を参考に、実務における実行可能性等を見極めつつ、慎重に検討する必要がある。その上で、まずは現行の事務手続を合理化し、事務負担軽減が図られるよう、具体的な検討を進めるべきである。

※複数の事業所で勤務する者が、各事業所でそれぞれ適用要件を満たす場合、被用者保険では、全事業所において適用となるが、雇用保険では、主たる1事業所でのみ適用となる。雇用保険では、65歳以上に限り本人の申し出により2つの事業所の労働時間を合算した適用を試行中である。参考にする際には、制度設計の違いに留意する必要がある。

フリーランス等

フリーランス等の働き方や当事者のニーズは様々であるが、現行の労働基準法上の労働者については、被用者保険の適用要件（雇用期間や労働時間等）を満たせば適用となることから、適用が確実なものとなるよう、労働行政との連携を強化しており、その運用に着実に取り組んでいくべきである。

その上で、労働基準関係法制研究会において、労働基準法上の労働者について国際的な動向を踏まえて検討がなされており、まずは、労働法制における議論を注視する必要がある。また、従来の自営業者に近い、自律した働き方を行っているケースについては、被用者保険が事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みであること、医療保険制度や年金制度においては、労働保険と異なり、国民健康保険・国民年金というセーフティネットが存在することを踏まえ、諸外国の動向等を注視しつつ、中長期的な課題として引き続き検討としていく必要がある。